



目 次	ページ
告 示	
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税 務 課)	1
○令和5年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (2件) (経営支援課)	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (環境対策課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (2件) (")	2
公 告	
○換地処分公告 (農業基盤課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県公安委員会規則 ◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	3
高知県公安委員会告示 ◎告示 (高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の定め) の一部改正	6
入札公告	
○一般競争入札 (高知県立あき総合病院 清掃業務の委託) の公告 (公営企業局 県立病院課)	6
招請公告	
○招請 (浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務の一般競争入札参加申請) の公告 (公園下水道課)	7
----- 告 示 -----	
高知県告示第817号	
地方税法 (昭和25年法律第226号) 第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消し	

た。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 名称及び代表者の氏名
丸豊西森自動車有限会社 代表取締役 西森 慎二
- 主たる事務所又は事業所の所在地
吾川郡仁淀川町森2696-1
- 取消し年月日
令和5年10月1日

高知県告示第818号
自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 男子及び女子 (令和6年3月及び4月採用予定)
 - 募集期間
随時 (最終期限は、令和6年1月17日 (水))
 - 試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場等
筆記試験 適性検査	令和6年1月20日 (土) から同月22日 (月) までの間のいずれか1日 (筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。)	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和6年1月27日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第819号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により南国市から聴取した意見 (以下

「意見」という。) の対象となった届出に係る告示
令和5年11月高知県告示第758号

- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ南国店
南国市大埔字樋掛甲2531
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第820号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により香南市から聴取した意見 (以下「意見」という。) の対象となった届出に係る告示
令和5年11月高知県告示第759号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ野市店
香南市野市町西野ヌノ丸2700-2ほか
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第821号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
土佐郡土佐町地藏寺字ヲマス作り136、字クロヲロ4186の11、4186の20、4186の25
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヲマス作り136・字クロヲロ4186の11・4186の20・4186の25 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第822号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名
高岡郡日高村本村字焼坂659番1
公益財団法人エコサイクル高知 代表理事 井上 浩之
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
高岡郡佐川町加茂字唐岩2892番3ほか
- 産業廃棄物処理施設の種類の種類
管理型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、廃石綿等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に掲げる廃棄物
- 申請年月日
令和5年12月12日
- 縦覧場所
(1) 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
(2) 高岡郡佐川町甲1243番4号 高知県中央西福祉保健所衛生環境課
(3) 高岡郡佐川町甲1650番地2 佐川町役場
- 縦覧の期間及び時間
令和5年12月26日（火）から令和6年1月25日（木）まで

(高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。)

8 意見書の提出先

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課

9 意見書に記載すべき事項

意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに意見書の提出の対象である産業廃棄物処理施設の種類の種類及び申請者の氏名又は名称を記載すること。

高知県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町別所字 キタテラ317番12	前	9.1 }	9
	後	10.3	
安芸郡安田町別所字 キタテラ108番3	前	9.7 }	9
	後	15.2	

高知県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 足摺岬公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

土佐清水市以布利字 シリカイ1117番18か ら	前	21.3 }	215
	後	60.1	
土佐清水市以布利字 シリカイ1117番51ま で	前	18.3 }	215
	後	60.1	

高知県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市古井字ジンノ ス53番16	前	4.5 }	12
	後	5.9	
	前	5.9 }	12
	後	15.3	

高知県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 足摺岬公園
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

土佐清水市以布利字シリカイ1117番18から 土佐清水市以布利字シリカイ1117番51まで	215	令和5年12月26日
--	-----	------------

高知県告示第827号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年12月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市古井字ジンノス53番16	12	令和5年12月26日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る米の川地区(米の川換地区)の換地処分を令和5年11月30日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年6月8日 5高東土第30-2号	香南市野市町西野字カノ丸2138番ほか	高知市葛島四丁目1番16号 セキスイハイム東

		四国株式会社 代表取締役 木村 勲
令和5年11月17日 5高安土第1748号	安芸市僧津字高堂184番ほか39筆	安芸市矢ノ丸一丁目4番40号 安芸市長 横山 幾夫

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第14号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第13条の3」に改める。

第1条第1項中「高知県警察本部交通部運転免許センター(以下「運転免許センター」という。)又は」を「この細則及び別に定めのあるものを除き、」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項ただし書及び各号並びに同条第2項及び第3項を削る。

第5章中第14条の前に次の1条を加える。

(運転免許に関する申請等)

第13条の3 公安委員会への運転免許に関する申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター(以下「運転免許センター」という。)又は当該申請若しくは届出をする者の住所を管轄する署長を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長(当該各号に掲げる署長を除く。)を経由して行うことができる。

(1) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出又は法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請若しくは同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請 土佐署長(当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。)

(2) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請又は法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請若しくは法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長(高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付

- ける場合に限る。)
- 2 前項本文の規定にかかわらず、高知市内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、運転免許センターを経由して行うものとする。
 - (1) 法第89条第1項の規定による免許の申請
 - (2) 規則第18条の5の規定による限定解除の審査の申請
 - (3) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請
 - (4) 法第100条の2第5項の規定による再試験の申込み
 - (5) 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請
 - (6) 法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請
 - (7) 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請
 - 3 規則第29条の2の2第1項の規定による更新の経由申請書の提出は、運転免許センターに行わなければならない。別記様式第16号から別記様式第18号までを次のように改める。

様式第16号 (第18条の5関係)

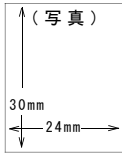
運転経歴証明書交付申請書

高知県公安委員会 様

年 月 日

フリガナ		男・女
申請者氏名		
生年月日	年 月 日	
電話		
住所		

太枠内は、全ての方が記入してください。
 ※ 運転免許の取消しを受けた日以後、氏名、住所等を変更した方は、裏面の「記載事項変更欄」に、取消し前の運転免許証に記載されていた氏名、住所等を記入してください。



受付	免許証の写し

警察署のみ

住・氏・生訂

申請取消し同時

経歴証明書のみ

※ 取消年月日
年 月 日

旧氏名	
旧生年月日	
確認者	

運転免許証番号	
---------	--

備考 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。

(裏面)

記載事項変更欄

変更した項目のみ記入してください。

旧(取消し前の運転免許証のとおり記入してください。)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			

様式第17号 (第18条の5関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

県内・県外

高知県公安委員会 様

年 月 日

※ 太枠内を記入してください。(代理人の方のみ、代理人欄も記入してください。)

受付	本人氏名		電話	
	代理人氏名	続柄	電話	
	代理人住所			

次の枠内は、変更する事項のみ記入してください。

フリガナ	
新氏名	
新住所	
その他	

太枠内は、現に交付を受けている運転経歴証明書に記載されているとおり全部記入してください。

変更事項	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				
	住所				
	現に交付を受けている運転経歴証明書	交付	年 月 日		
氏名	住所	経歴番号	第 [] 号	交付公安委員会	
		経歴番号		公安委員会	
	その他訂正	免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日
		第一種免許	その他		年 月 日
	第二種免許			年 月 日	
	免許の種類	[該当するものを○で囲んでください。] 大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 特 引 二 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 二 二 二			

様式第18号 (第18条の5関係)

運転経歴証明書再交付申請書

高知県公安委員会 様

資料区分		申請日	年 月 日
------	--	-----	-------

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ		連絡先電話番号	
氏名			
生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	管轄警察署	署

申請書写真
3.0×2.4cm
6か月以内
無帽、無背景
正面上3分身
裏面に撮影日
氏名を記載

現に受けている運転経歴証明書			
交付	年 月 日		
番号			
再交付理由	亡失 1	盗難 2	汚損 5
	破損 6	記変更 7	その他 9

届出済・同時申請	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日
確認書類		住民票・保険証・その他 ()
摘要		

番号	
登録日	年 月 日
窓口担当者	最終確認
受理者	登録者 最終確認

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月4日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県道路交通法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県道路交通法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第25号

令和3年6月高知県公安委員会告示第9号(高知県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等の定め)の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月26日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

表中

「

申請等	根拠条項
-----	------

」

を

「

申請等	根拠条項
古物営業法(昭和24年法律第108号)第14条第1項ただし書の規定による仮設店舗における古物営業の届出	古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第14条の2

」

に改める。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年12月26日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量
高知県立あき総合病院清掃業務 一式
 - (2) 委託業務の履行場所
安芸市宝永町3番3号地内
高知県立あき総合病院の病院棟及び構内

- (3) 委託業務の仕様等
仕様書による。
- (4) 委託業務の履行期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和3年1月高知県公営企業局告示第2号(令和3年度から令和5年度までに高知県公営企業局が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格)により令和3年度から令和5年度までに高知県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る競争入札参加資格者登録名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者又は名簿に登録されていない者で令和6年2月1日(木)までに高知県総務部管財課において、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格の認定を受けたものであること(この場合において、同年1月11日(木)午後5時までに当該認定に係る申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがあり、同日までに申請を行ったときでも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。また、申請書類を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を申し出ること。)
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第809号。以下「告示」という。)第1の2の(5)に該当し、告示第6の

- 規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(5)に該当しない者であること。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)第15条の3第2項の規定により医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する清掃の業務を適正に行う能力のある者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号784-0027
安芸市宝永町3番33号
高知県立あき総合病院経営事業部経営事業課
電話番号0887-34-3111
 - (2) 仕様書及び入札説明書の交付方法
 - ア 手渡しによる交付の場合
令和5年12月26日(火)から令和6年1月22日(月)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。
 - イ ダウンロードによる交付の場合
令和5年12月26日午前9時から令和6年1月22日午後5時までの間に高知県立あき総合病院のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/aki/>)で交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年2月15日(木)午前10時30分
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和6年2月14日(水)午後5時までに(1)の仕様書及び入札説明書の交付場所に必着すること。
 - イ 場所
安芸市宝永町3番33号 高知県立あき総合病院 第1会議室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第6条、第22条及び第23条の規定による。
 - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和6

年1月22日午後5時までに3の(1)の仕様書及び入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県立あき総合病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、低入札価格調査の基準価格を設定しているため、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格をもって入札した者であっても、落札者とならないことがあり、また、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(5)に該当し、告示第6の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(5)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(9) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of Kochi Prefectural Aki General Hospital

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 22 January 2024

(3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Thursday 15 February 2024

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 14 February 2024

(5) Contact: Division of Management and Operations, Department of Management and Operations, Kochi Prefectural Aki General Hospital, 3-33 Hoei-cho, Aki City, Kochi 784-0027 Japan
Tel: 0887-34-3111

(6) Others: As in the tender documentation

招 請 公 告

次のとおり、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務の一般競争入札参加申請を招請する。

令和5年12月26日

高知県知事 濱田 省司

1 対象業務の概要

(1) 対象業務の名称

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務

(2) 対象業務の内容等

入札説明書による。

(3) 対象業務の履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、対象業務に係る契約を締結した日から令和6年3月31日までの間は、現在対象業務を請け負っている事業者からの技術指導を受け、支障を来すことのないように当該対象業務を引き継ぐことを義務付ける。

(4) 対象業務の履行場所

高知市高須

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター

(5) 対象業務に係る入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加申請をする者に要求される資格

一般競争入札参加申請をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、3の(1)から(3)までにより事前に対象業務に係る一般競争入札参加資格があることの確認を受けた者とする。

(1) 令和2年10月高知県告示第810号（令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）（以下「告示」という。）により入札参加資格が認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(4) この招請公告の日から対象業務に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号に該当しない者であること。

(6) 3の(1)から(3)までにより対象業務に係る一般競争入札参加資格があることの確認を受ける日から入札書及び技術提案書を提出する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

3 一般競争入札参加申請の手続等

(1) 確認申請書の提出場所、入札書及び技術提案書の提出場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部公園下水道課（下水道担当）

電話番号088-823-9854

電子メールアドレス171801@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 確認申請書の提出方法

(1)の確認申請書の提出場所に持参し、又は郵送する（書留郵便によるものに限る。）こと。

(3) 確認申請書の提出期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月12日（金）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）（郵送による場合は、令和6年1月12日午後5時までに(1)の確認申請書の提出場所に必着すること。）。

(4) 入札説明書の交付方法

令和5年12月26日午前8時30分から令和6年1月12日午後5時までの間に高知県土木部公園下水道課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>）でダウンロードにより交付する。

(5) 入札書及び技術提案書の提出方法

(1)の入札書及び技術提案書の提出場所に持参し、又は郵

<p>送する（書留郵便によるものに限る。）こと。</p> <p>(6) 入札書及び技術提案書の提出期限 令和6年2月1日（木）午後5時</p> <p>(7) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和6年2月15日（木）午前10時 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁 7階会議室 開札には、入札参加者の立会を認める。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条及び第10条の規定による。</p> <p>(3) 契約の保証 落札者は、対象業務に係る契約の締結に当たっては、当該対象業務の遂行が困難となった場合に落札者に代わって対象業務を請け負うことができる保証人を付さなければならない。また、保証人は、落札者が共同企業体であっても、単独事業者でなければならない。</p> <p>なお、落札者が、入札書及び技術提案書を提出する日から対象業務に係る契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 資格審査に関する事項 2の(1)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、対象業務に係る一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和6年1月12日までに申請を行わなかったときは、対象業務に係る一般競争入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、対象業務の一般競争入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この招請公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(6) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(7) 一般競争入札参加申請に係る入札の参加方法、入札の方法、落札の決定方法その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p>	<p>(1) Eligibility conditions for procurement contracts: Comprehensive maintenance and management service at Takasu Sewage Disposal Center</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 12 January 2024</p> <p>(3) Date and time for tender: 5:00 P.M. on Thursday 1 February 2024</p> <p>(4) Documents required to be filled when submitting offers are available at: Parks and Sewerage Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9854 Email: 171801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>(5) Others: As in the tender documentation</p>	
--	---	--